

～ サウンディング型市場調査用 ～

# 指定管理者施設モニタリングの見直しについて



令和元年10月 経営監理課



# 1 指定管理者制度の導入状況

平成16年 4月 2施設に指定管理者制度導入

- ・男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）
- ・勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）

平成18年 4月 本市として本格的に指定管理者制度導入（97施設）

平成31年 4月 指定管理者制度導入施設数 154施設（22所管課）

施設種類別件数		施設名
ホール系施設	6	グリーンホール、市民会館 等
社会福祉施設	20	あじさい会館、松が丘園、デイサービスセンター 等
公園・スポレク施設	31	市民健康文化センター、総合水泳場、淵野辺公園 等
産業振興施設	2	産業会館、鳥居原ふれあいの館
宿泊・温泉施設	6	相模川清流の里、藤野やまなみ温泉 緑の休暇村センター 等
市営住宅	60	
駐車場・駐輪場	21	駅前駐車場・駐輪場、相模湖ふれあいパーク
その他の施設	8	相模川ふれあい科学館、ユニコムプラザ、市営霊園 等



## 2 見直しの必要性

平成30年10月25日に行われた、相模原市立環境情報センターに関する指定管理者監査において、現金管理に関する規程等や現金受払簿の未整備をはじめ、不適切な会計処理が多数見られ、市に提出した収支決算書並びに月次報告書の内容が正確であることの確認ができなかったといった、収支会計経理における様々な指摘を受けた。

また、平成16年4月に本市で制度を導入して以来15年が経ち、制度運用のあり方等について、改めて効果や課題の検証を行う時期を迎えている。



公の施設としての信頼性を確保しつつ、民間のノウハウを活用した質の高いサービスの提供の実現に向けて、指定管理業務に対する

**適切な点検・指導の在り方やモニタリングの実施方法の見直し、**

**制度全般の課題の検証に基づく運用方法の見直し**を行う。

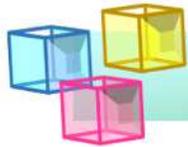




## モニタリング見直し案の概要



見直し案の詳細については、「見直し案について」  
及び各様式を御確認ください。



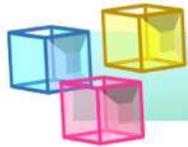
# 1 本市のモニタリングにおける課題の分析

本市のモニタリングでは、毎年度の履行状況を評価・公表するための「モニタリング・シート」を作成しており、このシートには、実施内容を定量・定性的に評価すべき項目（評価項目）と適正に履行されているかを確認すべき項目（検査項目）が混在しています。

市は、主に指定管理者からの報告書類等に基づき評価を実施していますが、特に検査項目については報告書類への記載は最低限に留まるため、市の履行確認が不十分になりやすい原因になっているものと分析しました。（リスクの抽出）

**評価項目**：積極的に評価してほしい事項（アピールポイント）のため、実施成果を積極的に記載する。（報告量：多）  
**検査項目**：必須事項のため、報告書類への記載は必要事項のみで充足される。（報告量：少）





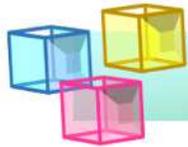
## 2 取組 : 指定管理者から報告を受ける必要がある事項の抽出

市では、前述の「検査項目に対する不十分な確認」を解消するための第一の取組として、『指定管理者から報告を受ける必要がある事項の抽出』を行い、それらを報告時期別（時間軸）に整理しました。

年次報告群		月次報告群	
利用者満足度	当初計画の進捗状況	利用者数・件数	年次計画の進捗管理
支出状況	利用者アンケート	収入状況	管理業務の実施状況
利益の還元		指定事業の実施状況	現金管理
団体の財務状況		自主事業の実施状況	施設の状態
			人員配置
不当要求報告	所在地等の変更		
要望等への対応	施設修繕の事前承認		
事件・事故報告	印影の届出	適正な経理・会計	個人情報保護
自主事業の事前承認	従事者等変更	危機管理	情報公開
再委託の事前承認	マニュアル整備	情報セキュリティ	
施設の現状変更	備品調達・廃棄		

随時報告群

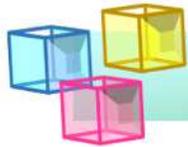
報告によることが難しいもの



### 3 取組 : '評価' と '検査' の分離

第二の取組として、報告時期別に分類した項目を**定量・定性的に評価すべき項目（評価項目・赤実線）**と**適正に履行されているかを確認すべき項目（検査項目・青点線）**に分類しました。

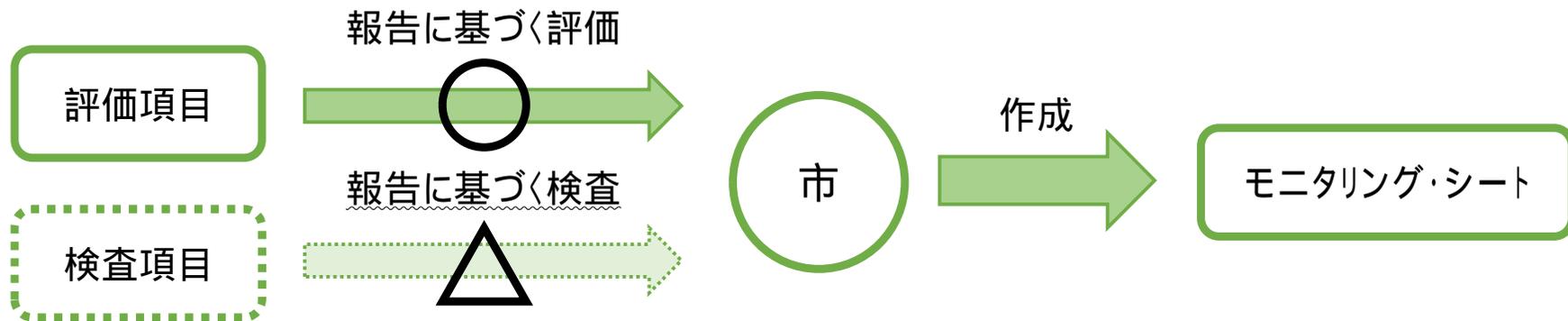
年次報告群		月次報告群	
利用者満足度	当初計画の進捗状況	利用者数・件数	年次計画の進捗管理
支出状況	利用者アンケート	収入状況	管理業務の実施状況
利益の還元		指定事業の実施状況	現金管理
団体の財務状況		自主事業の実施状況	施設の状態
			人員配置
不当要求報告	所在地等の変更		
要望等への対応	施設修繕の事前承認		
事件・事故報告	印影の届出	適正な経理・会計	個人情報保護
自主事業の事前承認	従事者等変更	危機管理	情報公開
再委託の事前承認	マニュアル整備	情報セキュリティ	
施設の現状変更	備品調達・廃棄		
随時報告群			報告によることが難しいもの



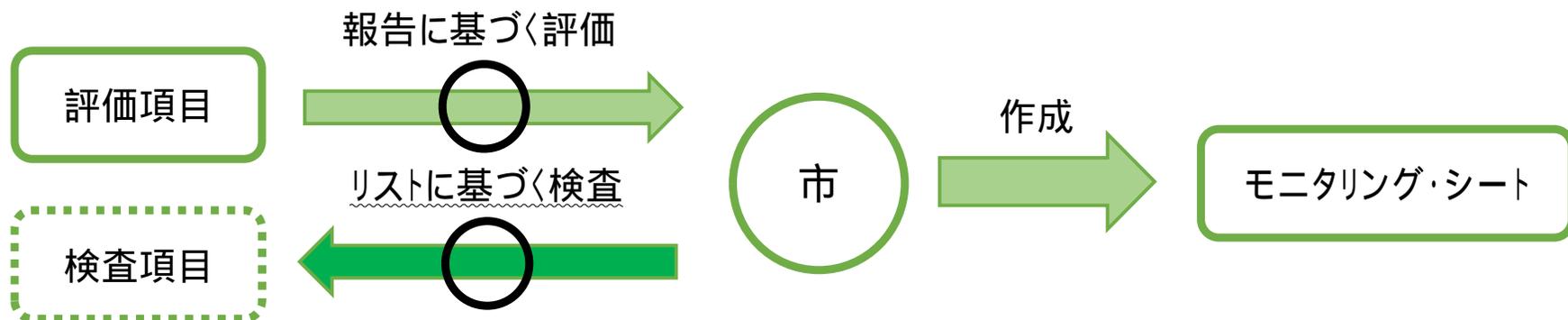
## 4 検査項目に対する能動的な確認

取組の結果、「検査項目に対する不十分な確認」のリスクを解消するために必要な見直しを、「**「随時報告群」と「報告によることが難しいもの」に分類された検査項目に対する能動的な確認**」と定義し、新たにチェックリストを作成しました。

### 【従来型（受動型）】



### 【見直し案（能動型）】

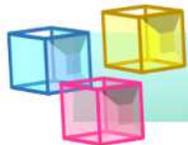




## 5 適正な会計・経理に対するチェック機能

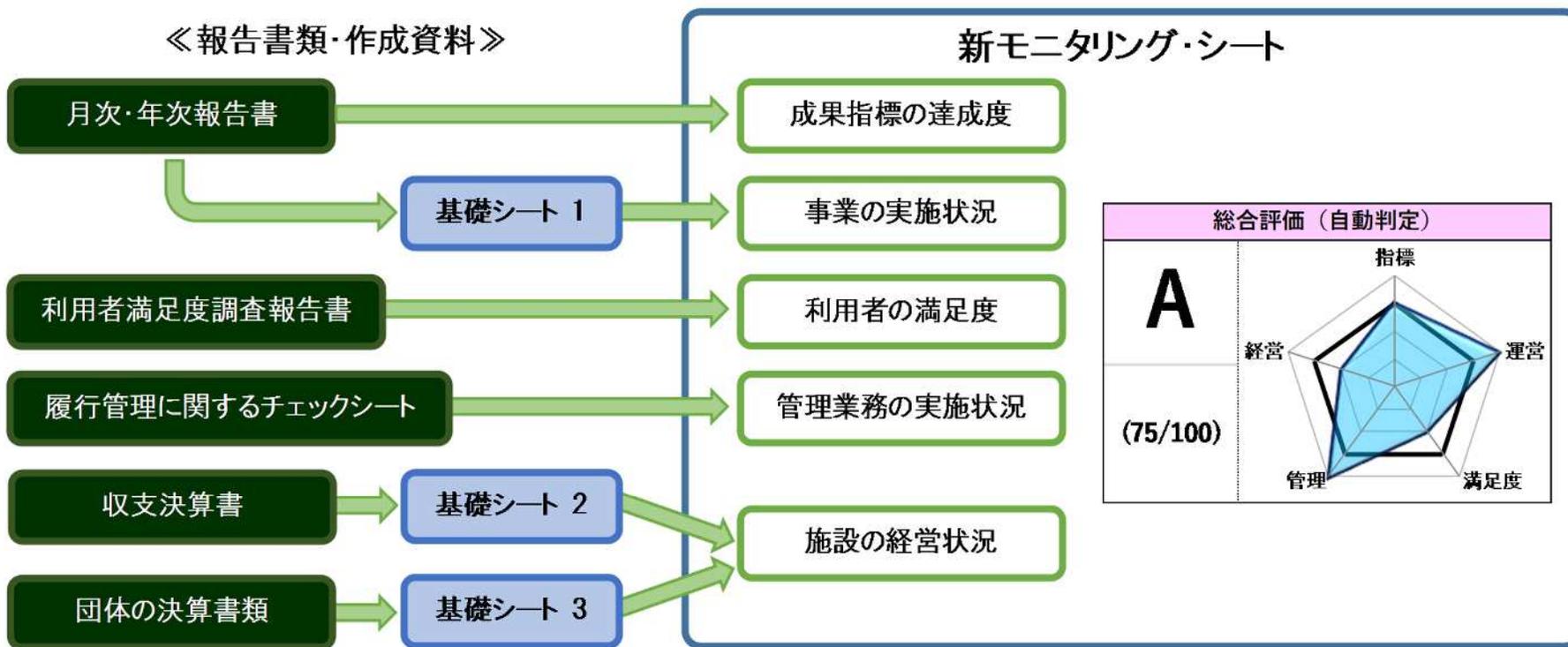
なお、チェックリストに定める項目のうち「適正な経理・会計」については、全ての入出金を確認することは困難であることから、標準的なチェック方法を定めています。

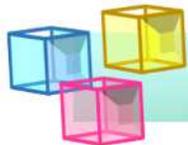
	収 入	支 出
調査対象	次の 及び を対象とする。 指定管理料 指定管理料以外の収入のうちいずれか1つ (利用料金収入、自販機収入など)	次の 及び を対象とする。 精算経費(修繕費等) 人件費以外の支出のうち、執行額の大きいもの。(委託費など)
調査方法	所管課が任意に定める <u>1か月</u> ( は1回分)に収受したものについて、次のA~Cの記録を照合する。 A: 収入の発生を証する書類 B: 台帳(会計システム等を含む。) C: 入金記録	所管課が任意に定める <u>1か月</u> に執行したものについて、次のA~Cの記録を照合する。 A: 支出の発生を証する書類( ) B: 台帳(会計システム等を含む。) C: 出金記録 精算経費については、Aの内訳が精算経費に合致しているかについても合わせて確認すること。 例) 修繕内訳に指定管理者の人件費が含まれている場合など



## 6 モニタリング・シートの見直し

毎年度の履行状況を評価・公表するために作成している「モニタリング・シート」についても、今回の課題の解消と合わせて、より機能的に活用できるよう様式の見直しを実施しました。





## 7 モニタリング・シートの主な修正点

### (1) 評価項目の見直し

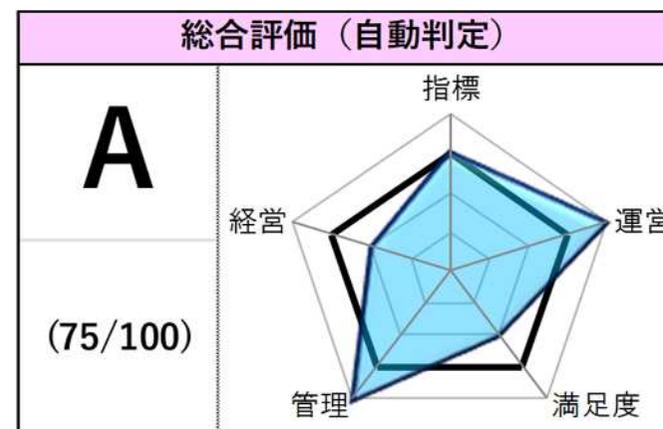
従来型のモニタリング・シートにおける「事務事業の実施状況」の項目は、評価項目と検査項目が混在していたことから、「評価」と「検査」の分離と同様に、事業（評価）と管理業務（検査）を分離しました。

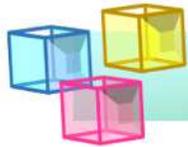
従来型の評価項目		見直し後の評価項目
成果指標の達成度		成果指標の達成度
事務事業の実施状況	評価項目	事業の実施状況
	検査項目	管理業務の実施状況
利用者満足度の達成度		利用者の満足度
財務状況の適正性		施設の経営状況

### (2) 総合評価の導入

5つの項目を20点満点で点数化し、自動計算により総合評価を行います。

また、5角形のレーダーチャートにより、管理運営の長所・短所を明確化し、同種施設間での分析ができるようにしています。





## 8 長期的な視点を持ったモニタリング計画の作成

単年度におけるPDCAサイクルに終始せず、より長期的な時間軸でモニタリングを実施することや、モニタリングに対する市の考えを指定管理者募集時において明確に示すことを目的として、施設ごとに指定期間全体のモニタリング計画を作成することをルール化しています。

### 【標準的なモニタリング計画】

